

## 第8章 主な許認可等

本事業の実施に伴い必要となると想定される主な許認可等は表 8-1 に示すとおりである。なお、許認可等の必要な手続きについては、各関係機関と協議の上、適切に実施する。

表 8-1 主な許認可等

No.	法規制	条項	許認可等
1	森林法	第 10 条の 2	林地開発許可
2	三重県砂防指定地等管理条例 (砂防法)	第 4 条	砂防指定地内の制限行為許可
3	伊賀市ふるさと風景づくり条例 (景観法)	第 10 条	行為の届出
4	土壤汚染対策法	第 4 条	土地の形質の変更届出
5	道路法	第 24 条	道路管理者以外の者が行う道路工事の承認
6		第 32 条	道路占用許可
7	三重県自然環境保全条例	第 34 条第 1 項	開発行為届出
8	伊賀市法定外公共物管理条例	第 4 条	法定外公共物の占用/使用許可

(空白)